



Title	播磨国風土記における品太天皇
Author(s)	八木, 毅
Citation	語文. 1959, 22, p. 12-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68533
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

播磨国風土記における品太天皇

八 木 毅

播磨国風土記の所出説話を検討してみても、わたくしは、各説話の単位構成字数が最低三十字で、その最低字数を超えて字数が増加するに従って文学性も増大していくといふことを考へてゐる。それらの説話には夫々の書き出しに「昔」「昔」之時」「昔」之世（御世は印南・飾磨二郡のみ）」「御俗」などといふのが見られる。いまそれを郡別に表示すれば次の如くなる。

	昔	時	世
カ	4	1	0
イ	0	2	4
シ	2	11	4
マ	3	13	11
ボ	1	4	3
ヨ	0	1	1
サ	0	1	0
ハ	0	3	0
キ	0	6	0
カ	0	4	5
モ	1	2	0
ギ			
計	17	42	28 ⁽¹⁾

これは説話内容の時代を示すと同時に、例へば「品太天皇巡行之時」とか「品太天皇之世」などある場合には、多くはその説話における主体をも同時に示してゐるのである。

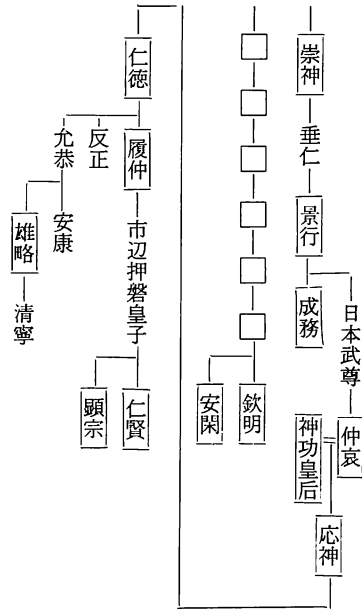
注「昔」とある説話にてくる主体は、大帯日子命、大部造等始祖、大汝命、新羅國人、但馬國人、吳勝、阿婆連百足、大

見伊射報和気命などである。「昔……之世」「昔……之時」といふのは各一例が見出されるのみである。「昔」は不定時の過去をさすのを普通としてゐるのだが右の二例の場合には、ある時点に限定されてくるのである。

播磨国風土記所見の偉大なる活動主体には、崇神、景行、成務、仲哀、神功皇后、応神、安閑、欽明、仁徳、履仲、仁賢、顕宗、雄略などのほかに大汝命（葦原志許乎）、伊和大神、天日槍などを挙げる事ができる。これらの中、本風土記に五回以上でてゐるものを示すと次の如くになってゐる。

	品太天皇	天日槍	（韓人、漢人）	息長帯	大汝命	葦原志許乎	伊和大神
カ	0	0	0	0	0	0	0
イ	0	0	0	0	0	0	0
シ	10	0	0	0	1	1	1
マ	18	1	6	23	2	2	2
ボ	0	0	0	1	0	0	0
ヨ	0	0	0	0	0	0	0
サ	0	6	0	0	4	0	3
ハ	0	6	0	0	16	4	0
キ	6	1	0	0	3	0	1
カ	5	4	0	0	0	0	0
タ	7	0	0	0	0	0	0
カ	0	0	0	0	0	0	0
モ	0	0	0	0	0	0	0
ギ	0	0	0	0	0	1	0
計	46	8	16	8	8	6	30

これによってみるに、韓人の存在は、天日槍、大汝命と関聯してゐるやうであり、讃容・安粟兩郡では、品太天皇と伊和大神との間に相互補完的な関係があるやうである。そしてこのやうにしてみると、本風土記において品太天皇の占めてゐる絶対的とは言へぬが圧倒的な地位に注目せずにはをられないのである。



注 □に囲んであるものは本風土記所出のもの。

崇神朝から仁徳・履仲朝にかけては大和朝廷の伸張期にあたり、応神天皇（品太天皇）はまさにその中軸にも比すべき存在なのである。

古事記における品太天皇は、品陀和氣命と書きあらはされてゐる。そして皇后・皇妃と皇子女とを挙げてこの天皇の御子たち二十六王男王十一女王十五（実際は男王十二だから二十七王である）とし、その多きをたたへてゐる。記においては景行天皇の八十王とあゝるのに次いで多いのであるが、そのうち五十九王は「記さざる」王

であつて、「録せるは廿一王」であるから、品太天皇は皇子女の多さにおいてみただけでもすでに専制王権をとる英雄としての条件を具へてゐたとせられるであらう。記は皇子女の系譜につづいて、大山守命と大雀命、宇遲和紀郎子三皇子の間における皇位継承争ひの伏線的な説話を語り、以下近江行幸、宮主矢河枝比売、髪長比売、吉野国主、大陸からの文化渡来、大山守命の反逆など、歌謡を伴つた形の説話として語つた後、天の日矛説話が秋山下氷丈夫・春山霞丈夫の婿争ひ譚を伴つて語られるのである。しかし、ここには、品太天皇を積極的に英雄化しようと思つてゐると見られるところは殆んどないやうである。このやうな古事記の叙述に対して、日本書紀の方ではどうかといふに、誉田天皇と書きあらはし、皇后・皇妃と皇子女とを挙げて「凡て是の天皇の男女供せて廿王（実際は十九王）」で記よりずっと少なくなつてゐるのに、それにつづく記事においては①東の蝦夷が悉く朝貢したこと、②海人を統一し、安曇連をその宰たらしめたこと、③百済に対する干渉、④山守部を定めたとこと、⑤高麗・百済・任那・新羅の来朝、⑥新羅の討伐、⑦吉野国樞の朝服など、諸族の帰伏が記述せられ、さらに天皇の業績として、①巨船「枯野」の建造、②韓人池の築造、③大陸文化の摂取、阿直岐の来朝、④淡路から吉備にかけての大遊獵、⑤諸國が一時に五百の船を買つて、武庫の水門に集結したことなど、これらは帝王としての大事業を成就した偉大な存在として讃仰する心をもつて記されてゐるのである。

右によつてみれば品太天皇の人間像は記よりも紀において、より偉大化、英雄化せられてゐると言へるであらうと思ふのである。

◇ 記紀共通に品太天皇を偉大化している例は、皇子女の他

に、例へば日向の髪長媛を召されたのに皇子大鷦鷯尊が恋情を抱かれた時の天皇の態度にもみることが出来る。

古事記・日本書紀ともにその本文においては、品太天皇が播磨国に行幸せられたことを記してゐないが、日本書紀（応神紀十三年）では髪長媛の記事に「一云」として、諸県君牛が女の髪長媛の一行を伴って播磨国加古の水門にまで来たのを、折しも淡路に遊猟中であった品太天皇が見つげられて、加古の水門に迎への使をやられてゐるが、この時、御船が播磨国に寄港した可能性はあるが、そのことは記されてゐないのである。

ところが播磨国風土記においては、さきに表示した如く、品太天皇は所出回数においてまさに第一位を示してゐるばかりでなく、以下において判明するであらうやうに、夫々の説話内容の時代を示すとともに、その殆んどにおいて説話の主格となつてゐるのである。ここで本風土記における品太天皇の所出記事を列挙しよう。

番号	郡	里	冒頭形式	記事内容
① 71	賀南古	マサキ	品太天皇巡行之時勅云	天皇の行為 〔地状望覽〕
② 91	〃	カヤ	品太天皇巡行之時	天皇の行為
③ 93	〃	カヤ幣丘	品太天皇奉幣地祇	天皇の行為
④ 98	〃	コチ大立丘	品太天皇見之地形	天皇の行為 〔地状望覽〕
⑤ 99	〃	アサフ	品太天皇從但馬巡行之時……	天皇の行為

⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
114	119	123	134	137	138	150	157	165	167	177	186	196	197	198	206	221
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大野 砥堀	少川 高瀬	少川 英馬野	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ	アヤベノ
品太天皇之世	品太天皇登於夢前丘而望見者……	品太天皇此野狩時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇巡行之時	品太天皇	品太天皇	品太天皇
社会現象	天皇の行為 〔地状望覽〕	天皇の行為〔狩〕	天皇の行為	天皇の行為 〔地状望覽〕	從臣等が主格	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為	天皇の行為

③7	③6	③5	③4	③3	③2	③1	③0	②9	②8	②7	②6	②5	②4	②3
442	441	416	415	411	406	402	397	298	276	262	247	227	226	225
//	託 賀	//	//	//	//	//	神 前	讚 禾 容	//	//	//	//	//	//
都 麻 鈴 堀 山	都 麻 比 也 山	藤 山 磨 布 理 村	藤 山	多 馳 (一云)	多 馳	川 辺 勢 賀	生 野	桑 原	萩 原 鈴 喫	浦 上 神 島	石 海 酒 井 野	大 家 大 法 山	大 家	枚 方 里 御 立 阜
品 太 天 皇 巡 行 之 時	品 太 天 皇 狩 於 此 山	爾 除 道 刃 鈍 仍 勅 云	品 太 天 皇	品 太 天 皇 御 俗	品 太 天 皇 巡 行 之 時 勅 云	品 太 天 皇	品 太 天 皇 勅 云	品 太 天 皇 御 立 於 槻 折 山 望 覽 之 時	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇	品 太 天 皇 巡 行 之 時	品 太 天 皇
天 皇 の 行 為 (狩)	天 皇 の 行 為 (狩)	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	社 会 現 象	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為 (狩)	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為 (地 状 望 覽)	天 皇 の 行 為 (関 連)	天 皇 の 行 為 (関 連)	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為 (地 状 望 覽)

	④7	④6	④5	④4	④3	④2	④1	④0	③9	③8
美 薮	491	481	471	467	466	458	456	448	447	444
	總 小 目 野	起 勢 自 死 江	伎 須 美 野	栖 原 部 村	修 布 鹿 咋 山	上 鴨 下 鴨	郡 名	阿 多 加 野	都 麻 目 前 田	都 麻 伊 夜 丘
	品 太 天 皇 巡 行 之 時	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 狩 行 之 時	品 太 天 皇 巡 行 之 時	品 太 天 皇 之 世	品 太 天 皇 狩 於 此 野	品 太 天 皇 狩 於 此 野	品 太 天 皇 獵 犬
	天 皇 の 行 為 (地 状 望 覽)	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為 (地 状 望 覽)	天 皇 の 行 為	天 皇 の 行 為 (狩)	天 皇 の 行 為 (狩)	自 然 現 象	天 皇 の 行 為 (狩)	天 皇 の 行 為 (関 連) (狩)	天 皇 の 行 為 (狩)

行数は、三条四家本(天理図書館蔵・古典保存会複製本)による。右によって知られるのは、賀古・印南・讚容・実禾・美薮の五部には品太天皇の所出記事がないこと。所出記事のある郡の内、海辺部飾磨・揖保の夢前川流域・揖保川下流二郡ではさきに挙げたやうな多くの天皇が競合するのに対して、山間部、すなはち加古川・市川の上流神前・託賀・賀毛三郡では、品太天皇独走の観があること。他の天皇の場合には、その治世を示すに過ぎぬ場合も多いが、品太天皇の場合は、その殆んどが、所出記事の主体となって活動し

てゐることなどである。

しかして右の四十七項中、^①地状を望覽せられたといふもの十、狩猟記事が十三あって、兩者あはせるとほぼ全項の半数になる。そしてこれらと相重なるのだが巡行記事は全記事の半ば以上に及ぶのである。といふよりは「品太天皇之世」と治世の表示にのみ用ひた場合（この場合でも天皇が行爲の主体になってゐる場合がある）以外の品太天皇の所出記事は、すべて「巡行説話」であるといひうるのである。

そしてその「巡行説話」を特色づけてゐるものは「狩猟説話」である。播磨国風土記中には十七項の狩猟記事の所見がある。それらの中に於いて、品太天皇の主体となつてゐるものが、十三にまで及んでゐることは注目すべきである。このことは品太天皇自身に農耕的・定着的な要素がなく、中央支配権者の性格が認められてゐたからによるものであると考へられるのである。これは前記地状望覽記事の主体となつてゐることと考へあはせても首肯せられるところであらう。

冒頭に「品太天皇之世」とあるものうち④は鳩に似た、名の知れない鳥がある時期に住むといふこと。④雙ひの鴨がゐてそれが栖を作り、卵を生んだといふことの二つは、いづれも鳥類にかかはる地名説明であつて、同様な鳥類にかかはる話は肥前国風土記、養父郡鳥樺郷に、「養田天皇之世」のこととして、養ひ馴らした鳥を朝廷に貢上したといふ記事がある。記事内容と、品太天皇とは直接の關係がないのであるが、④も④も、ともにその前や後に品太天皇の狩猟記事があつて、それとの結びつきを考慮すべきものである。記事の主体が品太天皇でない場合としては他に社会現象を記したもの

として挙げた二項がある。その一つは⑥の川岸の道路工事の折に砥を掘り出したこと、もう一つは③の百済人が移住してきたといふことの二つである。

品太天皇の偉大はその母にます息長帯比売の三韓調伏に負ふところが大きい。品太天皇の世に新羅国の女神が亡命してきて筑紫から撰津国の比売嶋に住つたこと（逸文撰津国風土記、万葉集註釈所引）や、②の新羅の客が「来朝」したこと、③百済人の参來の記事などはいづれもこのことにかかはりなしとはし難いであらう。

品太天皇の英雄化といふことは、古事記においてはとりたてて言ふべきものを見ないが、日本書紀では国力拡張に活躍した帝王としての記事がかなり多く載せられ、かかる朝史の品太天皇觀を裏付ける野史的な面をもつのが播磨国風土記である。そして品太天皇を思ふ存分に海辺・山間の五郡にわたつて巡行、活躍せしめることによつて播磨国風土記中、第一の英雄を誕生せしめたのである。

しかしてこのやうな品太天皇觀が、播磨国にどのやうにして發生し、伝來し、記述せられたかについての詳細については判明しない。品太天皇が全然出て來ない郡のあることも面白い。一部に言はれるやうな国造家の国記が風土記の資料だつたとする説にはわたくしは賛否を明らかにすべき確証をもたないが、郡と郡との間の、ある時期における連繫の状況を、そのことは示してゐるかも知れぬといふ程度のことならば言つてもよきさうである。

——愛知県立女子大学助教授——